

北周の律令格式に關する雜考

内 田 吟 風

伊藤東涯の「秉燭譚」にもいつてゐる通り、近世、

長上の命令を「仰^{オウ}」と云ひ、公の文書の上にも書くが、元來仰といふ字にはそんな字義は無い。これは命の字の草書で人冠が人扁にとり直されたものとも云ふが想像の域を出ない。然し、とに角、かかる仰の字の用法は「孔氏雜說」にも云ふ如く、北朝にはじまつた如く卑見では「魏書高宗紀」の和平四年八月の詔に「盡く仰せて其家に還らしむ云々」とあるなどは其の最も古い用例であらうと思ふ。^① かかる北朝の書式が吾邦の現在にまで傳つてゐることは注意されてよい。

元來政治的、氏族鄉里的に北朝系と云ふべき隋唐は法制の上でも多く魏齊周の法制に影響を受けて居り、隋唐律令ひいて吾邦律令の研究には必ず北朝律令の比

較考察を要するのは申すまでもない。

尤も其中、北周の法制は煩密であつたから隋は法典編纂に當つて専ら北齊のそれを採つたと傳へられてゐるが、^③ 然し隋法典の編修官の殆どすべてが北周法典編修官の子弟であつたことは見逃せぬ事である。且つ舊唐書刑法志には明かに

隋の文帝は周齊の舊政を參用して以て律令を定むと周制の參用を記録してゐるのである。事實隋唐律令には周制の影響と目すべきものは二三に止まらぬ。この北周の法制については東川徳治氏「支那法制史論」、沈家本氏「歷代刑法考」、程樹徳氏「九朝律考」及び楊鴻烈氏「中國法律發達史」等の諸書もすでに夫々一篇を割いてはゐるが深くは論ぜられてゐない。以下こ

これらの諸書の未だ論及してゐない諸事項或は誤解と思はれる諸點について少しく考察を加へて見やう。

なほ北周律令と密接な關係に立つ北齊律令に就いては先年「北齊律令刪定考」(史林二九の四)に論考したので本考に於ては關係事項と雖、該考に既述したものは多く之を省略した。彼此參照を請ふ次第である。

註① 宋の孔平仲の孔氏雜説は北齊孝文紀(孝昭紀の誤。康熙字典漢孝文紀とせるは否)の詔を上げて「仰字を用ふる之に始る」といつてゐる。

② 周隋唐三王室がすべて其出自に於いて武川に深い關係のあつたことは既に二十二史劄記の注目するところである。政權の受授に於いてこの三者が一系列をなすのみでなく、姻戚通婚の上に於て亦三者の關係は極めて深い。

③ 通典刑一に「周法は複雑で苛密。齊の法に比べて煩得要を得てゐなかつたので隋は多く齊法を採つた」とあり、隋書禮儀志は諸種の禮について「隋は令に定め東齊の法を採用した」といつてゐる。

④ 蘇綽・蘇威・趙肅・趙軌父子は父は周、子は隋法典編修に參與した。趙芬・裴政は自ら兩朝の法令編修に預つた。隋書禮儀志は③に引いたと同様また隋令について「隋初周制に因りて令を定む」の語をのせてゐる。

⑤ 納言の官名は王莽も用ひたが隋唐及び我國のそれは北周のそれを襲ふたものである。府兵制度や總管、軍器監

等の軍官がこの朝にはじまつたものであること、唐の計帳式がこの朝の計帳に沿由したこと、また起居、著作の分任も同様この朝の奉官外史と著作の國志國錄分任にはじまつたこと、同様に唐の道教專管の官廳崇元署がこの朝の司元中士下士に沿由したこと、又隋にはじまつた宮刑廢止も實は西魏大統十三年の同刑廢止に因由したこと、「式」の制定等々はその一例に過ぎぬ。

⑥ これら諸書の外、陳顯遠氏「中國法制史」は警中隨所に周法について論及してゐる。丘漢平氏「歷代刑法志」は寧ろ史料集としてその價值を認むべきものである。

一、大統式の性格

西魏時代に最も注目せられる法令は、大統十年秋七月丞相宇文泰北周太祖が魏帝に奏して班下した「中興永式即ち所謂大統式五卷」であり、これが東魏の麟趾格と共に、隋唐の四大法典たる律令格式の成立に大きな影響を與へたものであることは通説である。然し此の大統式の内容性格には明文なく、隋唐の式と如何なる性格的な異同があつたかも知殆ど究明されてゐない。

元來大統式は大統元年施行の二十四條新制と同七年施行の十二條新制を合編して作られたものである。即

ち宇文泰は後魏の永熙三年孝武帝を長安に迎へ奉じて所謂西魏を立て丞相として政治の實權を握り、ついで帝を毒殺し、翌大統元年文帝を位につけ、其の三月、帝に奏して二十四條の新制を施行した。其の條文は殘存しないが、隋書刑法志には

周の文帝關中を有するや霸業初めて基き、典章多かく。大統元年、有司に命じ今古の通變を斟酌し、時に益あらしむ可く、二十四條の制をつくらしむ。と見え、また周書文帝紀大統元年三月の條にも

太祖戎役屢々興り民吏勞弊せるを以て乃ち所司に命じ今古を斟酌し變通を參考し以つて國を益し民を利し時に便に治に適する者たるべしとし、二十四條の新制をつくらしめ魏帝に奏し之を行ふ

とあつて其目的は明かに當時の新政府樹立の事態に即應すべく官司の奉行すべき後魏律令以外の細目的典章の制定にあつたことが推知せられる。

隋志の「典章多かく」云々の語、及びこれに相應じて本制起草者の中心人物徐招の傳に本制起草の事として

時に朝廷播遷し典章遺缺す。臺省の法式に至つては皆招の記する所にして論者これを多とせり。

との記事があることに照せば、この新條制が主として長安に新設された臺省の品式章程であつたことは容易に推察し得る。北史柳敏傳によれば柳敏及び蘇綽も此時同じく本條制の修撰に預つてゐるが、柳敏傳にはこの條制を「朝廷の政典」と稱してゐる。また此蘇綽の傳によれば綽は元來若くして行臺郎中として公文を專掌し「條式」を作つて其能を稱せられた人物であり、この新條制修撰に當つて、彼は文案程式、朱出墨入、計帳戶籍の法を撰してゐる。^①これらの事實は何れも本條制が唐代の式と同性格のものであつたことを示すもので、唐式にこの計帳なる篇の存したことは周知の通りである。^②

大統七年班下の十二條新制も、綽及び故事近儀に精通し書儀十卷の著ありし故實家唐瑾等の撰したもので太祖十二條制を奏行す。百官の職事に勉めざるを恐れ又下令してこれを申明す。

とあつて、同じく式の性格を有する事務章程であつた

ことが推知される。

か様な次第であるから大統十年蘇綽が二十四條制と十二條制とを合篇損益して制した中興永式即ち大統式五卷は名實ともに後世の式の源流たるべき性質のものであつたに相違なく、唐六典が此の大統式を以つて唐式の源流として注記してゐるのも其本質に基くものと見ねばならぬ。また周書文帝紀にこの大統式發布と同時に地方長官の新任を行つたことを記して

ここに於て賢才を搜簡し、以つて牧守令長となす。

皆新制に依りてこれを遣せり

とあるのは該式に、唐式の吏部式・考功式の如き條項が含まれてゐたことを示すものに外ならぬ。

元來、隋に於いても既に律令格式の四法は並び行はれたと傳へられてゐるが、隋を待つまでもなく西魏も亦律令格式を並び施行した。律令には後魏の正始律令が仍用せられ、周禮、大律の制定せられる迄は、これが西魏北周の基本法典であつた。

大統七年班下の六條詔書の中に見ゆる「禮・律を斟酌し云々」の語の如き、同じく該詔書中に見ゆる「黨

族閭里正長」の如きは何れも後魏令及びその所制をさしたものである。大統四・五年の交、西魏の一刺史韓

褒が管下主帥に令し、盜を捕獲せざる者を「故縱」を以つて論ずと宣した事件もまさしく後魏律による處置と目すべきものである。

西魏は政令を式に専ら規定したため、「格」は史上に殆ど其名を見ない。然し庾信の「功臣の襲封を請ふの表」(庾子山集卷七)を檢するに

謹みて案するに大統十六年の格に「先に封爵を有して王事に死し嗣を絶てる者は支子を以つて繼嗣するを聽す。王事に死するに非ざるは承封を許さず」とあり云々。

とて、格の制定、並びに其の一條文を見出す。(北周亦數次格及び式の刪定を行つたことは周隋書に散見する)。

之を要するに西魏は其法典に律令格式の四を併せ存したことは明であるが、其政治の實際に當つては特に式の整備運用に力を注ぎたるものであり、大統式は決して單なる「條格」の類ではなく名稱内容共に隋唐の

式の源流をなすにふさわしきものであつた。

註①

勿論官府の文案簿狀等の法則は古昔より存したが、西魏はその集大成を試み初めて之に式なる名稱を與へるに至つたのである。漢の品式（漢書宣帝紀）魏の款縫（匡謬正俗）晉の故事（晉書刑法志・隋書經籍志等）陳の百官簿狀（隋書經籍志）は皆式の性質のものではあつたが未だ式と稱せず、大統式に至つて式なる名稱は定つた。

② 唐六典注及唐書刑法志等によれば唐式は尙書省別書、及び秘書・太常・司農・光祿・太僕・太府・少府及監門宿衛計帳を篇目（三十三篇）とした。計帳は六典卷三に「一歳毎に一たび計帳を造り三年一たび戸籍を造る」とあるもので、來歲の課役の大數を具して度支に報告する文書である。

③ 白氏六帖等に引用せられて殘存してある條文によつて吾々は吏部式、考功式の大體の性格を知り得る。

④ 隋書經籍志に「隋は則ち律令格式並び行はる」とあり同蘇威傳にも「律令格式、多く威の定むる所」とある外、隋に律令格式の四が並存した證左は頗る多い。

⑤ 黨族閭里正長の制が後期の北魏令に制定せられたものであることは北史元孝友傳に明記するところである。

初期律令の定めたのは三長制である。

⑥ 程樹德氏「九朝律考」はこれを周大律の規定としてあげてゐるが明かに誤解である。

⑦ 例へば保定年間裴漢・郭彥等は格令を參議し、武帝の

代李德林は格式の事を委ねられ、また崔仲方・趙芬は格式を刪定した。

二、六官とそれを規定した禮

宇文泰は式の制定に止まらず、更に禮・律・令の修撰を行つてゐる。重道尊儒の精神と漢魏の官制を煩雜なりとする思想より、彼は周禮による官制を施行すべく、大統中、蘇綽盧辯に命じて其撰次に著手せしめた。①蘇綽が大統十二年に歿してゐること、參撰者の一人の京兆尹崔猷が、同年浙州刺史に轉出してゐること②に徴せば、その撰定開始は少くとも大統十二年以前であつたことは明である。

盧辯は大戴禮の註をつくつた儒者で、蘇綽の歿後は彼が専ら六官制度修撰の事に當つた。其施行は數回に分つて順次實行されたと考へられる。即ち西魏廢帝三年正月には從來の後魏令による品階制度に代へるに「九命之典」を以つてし、内外官爵を叙し第一品を以つて九命とし、第九品を一命となした。また流外官の品階として九秩を設け、同く九を以つてその首位とし、

た。これは前年、詔語を尙書の體に定め、皇帝の稱を廢し年號を用ひないこととしたこと、六卿官を置いたことと共に、官制周禮化の一步を進めたものであるが、當時政務の實際はなほ臺閣に屬してゐたことを注意せねばならぬ。

然るに西魏恭帝元年十一月、江陵討平の後、裴政、薛寔二人が修撰に参加するに及び急速に其事は進捗せる如く、同三年正月初めて「憲章」を立て、六官を建てて公卿、大夫、士を置き且つ朝儀車服用も漢魏の法をあらため古禮によつた。隋書百官志に掲げられた六官班序はこの時の所制の概略と見るべきものである。

秦が六官を立てた理由は、當時宇文氏は其祖を以て炎帝神農氏としてゐたので、これに神農氏を姜姓となす説及び姬周姜原の故事等を結合して宇文氏と姬周は深い關係ありとしたからではないか。其後秦が歿し世子覺が十六歳を以て相續するや、魏帝より直ちに姬周興起の地岐陽に封ぜられて周公となり、ついで帝位を禪られて國を周と號したのも同様の理由からではなか

つたか。其他、官制の大改廢によつて宇文氏と親善ならざる舊勢力の官界一掃の機とせんとしたのではないかと⑦も考へられるが、然しこれらに關しては史上に其明證を見出すことはできない。史上明證あるものとしては僅かに北史本紀に

帝、漢魏の官繁きを以て前弊をあらためんことを思ふ。すなはち周制によりて其事を改創せしむ。

とあり、また保定元年北周の武帝が父秦の六官施行を論じて

よく末世の弊風を捨て隆周の勸典を踏み百官を誕述せり

とあつて、秦が漢魏官制を以て繁雜とし周禮の古制を理想としたことを知り得るのみである。然し北周王室が實際に重道尊儒の精神より周禮を施行し魏朝の禪讓を受けた後も、その精神よりこれを續き施行したことは北史熊安世傳に

當時西魏では既に周禮を行ひ公卿以下皆これを學んだが、疑問の解けぬもの數十條に達した。天和三年周齊の和交が成立し兵部の尹公正が齊に使した。言

周禮に及ぶと齊人は返答に窮したので、齊朝では國子博士の熊安世をして答へさせた。安世は悉く根本をきわめて説明し盡した。その後、北周武帝が齊都を陥るるや安生は家人をして門前を清掃せしめた。

家人が怪み尋ねると、周帝は道を重じ儒を尊ぶ人であるから、必ず自分を訪れるに違ひないと答へた。

果して武帝は彼の邸に幸臨した。

とあることによつても、又武帝が保定元年春正月、特に太祖（宇文泰）の廟庭に祠して秦所制の六官制度の續用を言明した際の詔の文面によつても充分に知ることが出来る。北周六官の官名・分屬・品階（命）は通典職官篇「後周官品」の條に詳しく、また唐六典各卷の註、或は隋書食貨志・禮儀志を参照すれば其職掌の如きも大略これを知ることが出来るが、特に注意すべきは其官僚中、吏部・兵部・刑部等中大夫・大學博士下大夫・著作上士・平準中士の如く漢魏以來の官職名に周禮風の大夫・士等の名を附加したに過ぎぬものを多數に見出す點であつて、漢魏以來の社會の發達は到底周禮その儘の踏襲をゆるさなかつたことを物語るも

のである。佛教管掌の「司寂上士」道教管掌の「司元中士」の新設の事實、諸將軍、牧、刺史、郡守、縣令都督等秦漢以來の官を兼用した事實、及び受禪數年にして北周が秦漢の制に従つて天王を改めて皇帝と稱し又年號を復活したこと等は皆同様の意味に於て注意すべきものである。^⑧ これら官制の小變改は北周一代に於て數次行はれた。その事項については盧辯傳に列舉せられて居る。

西魏北周はこの六官を如何なる名稱の法典に規定したか。漢魏以來の制に従へば勿論「令」——特に官品職員令——であつた筈であるが、西魏・北周に於いては恐らくそれは「禮」であつたと思はれる。これは北周令の刪定は後述の如く六官施行より遙か後なる保定三年の頃漸く或つたものであること、殊に保定元年武帝が六官制度の續行を宣言した詔（周書武帝紀）に

今、斯の禮を太祖の廟庭に於て班すべし

と云つてゐることによつて明である。この「禮」を多數轉載してゐる隋書その他を見るに例へば尙食貨志に^⑨ 司均は田里の政令を掌る。凡そ人口十以上は宅五畝。

口九以上は宅四畝、五口以下は宅二畝。室ある者は田四百四十畝。丁は田百畝。

とある如く、その文體々裁は全く周禮を摸倣したものであり、單にそれは官品職員等を規定したものでなく、總ての政令を包含したものであることを認知でき

る。即ち隋書禮儀志に引かれてゐる北周禮の佚文とを併せ考へれば、北周の禮は他の王朝の令と禮を合した性質のものであつたと云ひ得る。元來、北周も亦令を編定したのかかはらず、殆ど史上に令の事項が見えず唐代には早くも其篇目すら失はれるに至つてゐるのはか様に普通なれば令に規定さるべきものがすべて禮に包含せられた結果、令は殆ど有名無用のものになつてゐたためであらう。

註① 北史周本紀、周書文帝紀恭帝三年の條。尙秦の尊儒に對し同紀は「崇尙儒術」「反風俗復古」と評してゐる。

② 北史六三、周書三五・六三

③ 周書文帝紀恭帝三年正月丁丑の條には前に六卿官が置かれたとあるのみで、はつきりした年次は示されてゐない。然し北史周本紀によれば大統十四年六卿任命の事が

見出される。詔語の尙書體採用、年號皇帝號の廢止については二十二史劄記を参照

④ 周書文帝紀によれば恭帝三年正月までは衆務はなほ臺閣に歸してゐたとある。當時尙書列曹には最俊秀を集めてゐた。

⑤ 北史三六・六六・隋書六六

⑥ 北史九・一八、周書二・二四、文獻通考一一

⑦ 宇文泰が、北族系貴族が魏代に漢族姓に改めたのを北姓に復歸せしめ、漢人官僚にも北姓を賜與し、以つて舊門閥勢力の一掃を試みたこと（拙論「北朝政局に於ける鮮卑北族系貴族の地位」東洋史研究一の三）と合せ考へられるべきことである。宇文氏は選任に於いて士庶清濁を區別せず門閥打破を旨とした。（北史盧愷傳）。

⑧ 武成元年、皇帝號と年號の復活を行つた（本紀・權獻傳）。藩國郡縣併用をしたこの王朝は到底三代の古制その儘を用ひ得なかつた。

⑨ 北周禮の遺文は通典職官・隋書食貨・禮儀志・北史盧辯傳及び唐六典註に見える。

⑩ 大典卷六註に「後周は趙肅、拓跋迪に命じて令を定めしむ。史その篇目を失す」とあり、周大律が隋唐經籍志に明載せられてゐるのに拘らず、全く令が掲載せられていないのは、その散逸のはやきを物語るものである。

程樹德氏「九朝律考」が隋書各志に引用の六官の制度を周令遺文としてゐるのは誤解と思ふ。

三、律 と 一 令

律については從來既に多く論叙せられてゐるので、特にこれまであまり觸れられてゐない點乃至は深く考證されてゐない事項についてのみ考察しやう。

宇文泰が律の撰定に當らしめた人物は、廷尉監・正・少卿を歴任し公正有能の法官の稱のあつた刑律家河南の趙肅であつた。隋書刑法志に據れば趙肅は廷尉卿となつて後其編定に著手したのであるが、北史周書の傳に彼が廷尉卿に任ぜられたのは大統十六年であつたとあり、且つ翌十七年進位のことを記して是より先、太祖は肅に命じて法律を撰定せしめたとあるに徴すれば、律撰定の開始は大統十六年であつたと思はれる。

肅は編纂に努力すること累年、遂に病を得て死去したので、司憲大夫拓拔迪がその業をつぎ、武帝の保定三年二月庚子完成、これが領布を見た。即ち「大律二十五篇」である。これは隋書刑法志の記す所であり、世の周知するところであるが、舊唐書經籍志に「周大律二十五卷趙肅等撰」とあり、同じく唐書藝文志に「趙肅

等周律二十五卷」と何れも趙肅の名をあげてゐるのに徴すれば、途中死歿したとはいへ撰次の功は主として趙肅に歸せられるものであつたことが推察せられる。尙、吾邦藤原佐世撰「日本國見在書目錄」に「大律六卷」と見ゆるは、その列記の順位より見るも、恐らく該律をさしたものと解される。律撰定には趙拓跋兩人の外、小司憲裴政、司玉大夫崔仲方、司樂中大夫斛斯徵、小司馬柳敏の諸人がこれに參預したのであつて、此等諸人の列傳によれば、當時律と同時に禮の改定も亦これら諸人の手によつて同時に行はれたことが知られる。

唐律疏義を見ると

周齊は、十條の名を具ふると雖十惡の目なしとあつて、大律には未だ隋唐律の如き十惡なる名目は無かつたが、然し事實上後世の十惡に當る十の罪科を重ふしてゐたことがわかる。而して隋書刑法志及び通典は大律についてのべ

十惡の目を立てざるも惡逆、不道、大不敬、不孝

不義、内亂の罪を重くし、凡そ惡逆は之をさらすと
と三日なり

と六重罪のみを擧げてゐる。然し隋志・通典は別に

盜賊及び謀反、大逆、降叛、惡逆、罪流に當る者
は皆一房を區別し、配して雜戶とする

といふ大律の規定をあげてゐる。この二つをあわせ考
ふれば、大律の重罪十條は恐らく北齊律と略々同様に
一謀反、二大逆、三降、四叛、五惡逆、六不道、七大
不敬、八不孝、九不義、十内亂であつたと推察される
即ち大律も亦齊律同様後世の「不睦」を以つて重罪に
數へなかつたことがわかる。晋書刑法志によれば不睦
に屬すべき「毆兄弟」の罪は、漢晋律に於いては四歲
乃至五歲刑であつたが、以後南北の諸朝の律に於ては
殆ど其事を聞かず、隋唐律に於てはじめて十惡に列せ
られるに至つたものである。これは諸朝對立の混亂時
代より隋唐の平和統一の時代に入つた中國社會の家族
道德觀の變化によるものであらう。不睦不弟は周禮に
も大司徒の萬民を糾するところとあるものである。そ
れにも拘らず、刑律上にも周禮を摸倣した北周が十惡

中にこれを規定しなかつたのは注目に値する。

北史周本紀・周書武帝紀は

保定三年二月庚子、初めて新律をわかつ

といふのみにて「令」の頒布に觸れてゐない。また隋
唐書の經籍藝文志は南北朝の律及び令のすべてを網羅
して餘すところが無いのかかわらず、ひとり北周の
令についてのみは全く記載する所がない。従つて一見
北周は禮及び律のみを制して、令の編定には及ばなつ
た如く感ぜしめられる。然し唐六典卷六の注に

後周は趙肅・拓跋迪に命じて令を定めしむ。史篇
目を失す。

と明記せられて居る以上、北周も亦令を撰定したと斷
ぜざるを得ない。且つ其編修には趙・拓跋兩人の外、
小司馬柳敏、司車路下大夫裴漢、工部中大夫郭彥、大
府中大夫高賓等が參與したことは、裴・柳等の傳によ
つて知り得られる。またその主撰定者が大律と同一人
物であつたことは、その修撰が律と並行して行はれ、
その班下も大律とほぼ同時に行はれたに相違ないと推

察せしめるものである。この推察は助撰者の修撰當時の叙官等の關係からも強められる。

令はさきに掲げた六典注に「史篇目を失す」とあつて、唐の中葉李林甫等が六典に注を加へた時代には既にその篇目をすら逸失するに至つてゐたことがわかり現在令の佚條を史上に全く見出すことのできないのも決して不思議ではない。程樹德氏が「隋書禮儀志は周制についての記載が極めて詳である。かりに周令が當時存してゐなかつたとしたら一體何に依據できたか」と言ひ、同食貨志等の周制に關する部分を令の遺文と考へてゐるが、^⑥これらが令ではなく「禮」の遺文と目すべきものであることは上述の通りである。すなはち史上に、大律のことのみ見えて律と同一撰定者によつて同時に撰定せられたと考へられる令について殆ど記録の存しないのは、恐らく周に於いて「令」は禮の單なる補助的存在に過ぎなかつたからであらう。

なほ盧昌衡の傳によれば武帝は北齊平定後昌衡及び斛斯徽の二人をして「禮」及び「令」の改修を行はしめてゐる。

註

① 北史及周書本紀。なほ隋書刑法志が三月庚子としてゐるは誤（同年三月に庚子の日は存しない）。

② 狩野拔齋は日本見在書目錄證註稿に於てこの大律を大業律の誤かとしてゐるが大業律とは卷数が合せぬ。北周はさきの二十四條制、後の十二條制、三十六條の大統或六官等、いづれも六の倍数を以て法制を立てたのに徴せば、二十五篇の大律は見存書目にある如く六卷に分卷したのではなからうか。隋唐志に二十五卷とあるは寧ろ篇數（本篇二十四、目錄一篇か）を言つたのではなからうか。

③ 大律の性格は明かに其篇名篇數其他、全く晉律二十篇の系統を引き、北魏律を祖述したものであるが、而も死刑に磔の刑名ある、五流の別ある等周禮の制を取入れた面も多かつた。

④ これら諸人はこの時同時に格の修選にも預つた。

⑤ 仁井田陞博士「唐令拾遺」もこの食貨志等の周制を一應北周令として掲げてゐるが特に程樹德氏は云々と斷り書を附して居り、必ずしも北周令とは斷定されてゐない様に見受けられる。

四、「刑書要制」と靜帝の要制

建德六年二月武帝は北齊を全く攻滅し其五十五州一百六十二郡を併合したが、北齊惡政の餘弊を受けて新

附人民中には賊盜姦詐の者少くなかつたので同年十一月己亥嚴格なる刑法を發布した。即ち「刑書要制」である。北史及隋書の郎茂傳によれば、本要制は別に「象經」とも呼ばれたことがわかる。後に發布された刑經聖制が法經と呼ばれたことは六典注に見えるのでよく知られてゐるが、象經の名については注意されてゐないやうである。

また當時、武帝の命によつて内史中大夫王褒がこの要制に「注」を作つたことも一般に知られてないが、王褒傳によれば引據該博であつたため嘉賞せられたと傳へられて居る。晋律の「張注」唐律の「疏義」と共に中國古代刑法に於ける注の存在の一例として注意すべきである。本要制の條項は現在僅かに其の六條を知り得るに過ぎぬ。即ち隋書刑法志及び通典によれば

- 1 杖をもちて一疋以上を群盜せるもの
- 2 杖を持たずして五疋以上を群盜せるもの
- 3 監臨主掌して自ら二十疋以上を盜めるもの^①
- 4 官物三十疋以上を盜みまたは詐請せるもの
- 5 正長にして五戸及丁五以上または地頃以上を隱

せるもの

6 以上は皆死。自餘は大律に依る。

である。然るに北史・周書本紀に掲ぐるところの刑書要制は 1・2ともに群の下に強の字を加へ、5の五丁を十丁とし頃を三頃とし 6の大律を律科として居り甚しく相違してゐる。この事は從來問題にされてゐないが、注意を要する。即ちこの様な一偏向をもつた相違は單なる傳寫の誤とは到底考へられず、該要制の改訂を示すものと見ねばならぬ。然し武帝がその崩じた翌七年六月までの七ヶ月間にこの要制を改訂した跡は認められないから、當然これは他の時代の刑書要制が誤り引用されたものと見ねばならぬ。この場合想到するのは北周滅亡の直前、丞相楊堅が當時實施せられてゐた嚴酷なる「刑經聖制」^②を廢して新に寛大なる刑法を行ふ目的を以つて發布した「刑書要制」^③である。恐らく本紀に引かれたこの比較的寛大なる刑書要制は建徳年間のものではなく、實に靜帝時代のものが誤載せられたものに外ならないと考へられる。これは7に於て前者が大律とあるに對し後者が律科とあるのによつ

でも裏書せられる。何故ならば楊堅の第二の刑書要制施行の當時、大律は既に彼によつて刪略され了つてゐた事實に思ひ合すれば、それが律科と書改められたのは至極自然であるからである。

却説、武帝の刑書要制發布の動機は舊齊姦民の拘束にあつたが、前後の事情より考へれば其施行は周の全土に普く施行せられたと見るべく、隋志によれば犯罪は頗る減少したと傳へられる。ただし本要制に對し楊堅が、

人主の所爲は天地に感じ鬼神を動す。而て象經は多く亂法なり、何ぞ以て久しきを致さん

と評したことに徴するも、また武帝の崩後、宣帝即位するや、直ちに本要制を廢止して寛法の精神を示さんと試みたことに徴するも、この嚴制が民意の喜ぶところでなかつたことは推知するに難くない。〔了〕

註 ① 監臨主掌は唐律に見ゆる監臨主守と全く同じで、官吏の臨統案驗し、主掌するものを云ふ。

② 隋志は單に丁とあるが、通典に丁五とあり、通鑑に五丁とあるに従つた。隋書食貨志によれば、周は十八歳より六十四歳の男子を丁とした。

③ 「刑經聖制」別に法經と稱せらる(六典註)。

宣帝は即位の直後詔制九條を下して、武帝所立の刑書要制を廢し、寛典を示したが幾も無くして、要制を更に峻峭擴大してこれを作つた。其數條は隋志・通典に見える。其發布は大象元年八月である(北史隋書帝紀)。(司馬光通鑑考異は樂運元嚴傳の記事よりその發布は同年正月とするが、該記事は單に聖制に取入れられた二個の刑名が二月頃既に行はれてゐたことを物語るのみで、聖制そのものの發布が正月であつた證左にはならぬ)。

④ 刑法志。楊堅は靜帝に奏してこの第二の刑書要制を行ひ、諸々犯罪ありて未だ科決せざるものは皆この「制」によつて處斷した。

⑤ 隋志に「隋の高祖、相となり又寛大の典を行ひ舊律を刪略す」とある。同書楊瓚傳によれば、彼は瓚をしてこの事に當らしめた。(7)條に律科とあるのはこの改修せられた律の規定をさしたものであらう。日本見在書目錄中、大律の次、隋律の前に記された「新律」は、この改修の律のことであらうか。

⑥ 郎茂傳

⑦ 宣帝は即位直後の宣政元年八月所謂詔制九條を發し其一條に於て決獄科罪は皆律文にしたがふと、要制廢止の意味をのべ、ついで大象元年「高祖立つる所の刑書要制は用法深重なり。一切これを除く」の詔を發した。